

奈良県における発達障害者支援の地域包括的再構築に向けた提案

—重層的支援体制との連携による総合相談・コーディネート機能の強化—

令和8年度発達障害者支援地域協議会令和8年8月6日

奈良県自閉症協会

河村 舟二

1. 提案の目的

成人期・高齢期の発達障害者の孤立、8050問題、家族の疲弊が深刻化する中、市町村の重層的支援体制整備事業と県の専門的支援機関が役割分担しつつ緊密に連携する体制を築く。県が新たな相談機関を上乗せするのではなく、市町村の重層を「入口」、県センターを「後方支援」とし、両者を発達障害者支援地域協議会で結び直す具体策を提示する。

2. 奈良県の現状と課題

- ・成人期・高齢期の支援体制が脆弱（子ども期偏重）／8050問題（高齢の親と中年の発達障害者の孤立）が顕在化
- ・支援機関の縦割り（支援センター＝相談中心、精神科＝診断中心、障害福祉＝利用者限定、就労支援＝対象限定）により生活支援に空白
- ・地域包括支援センターは介護保険法上の高齢者支援機関であり中心にはなり得ないが、現行制度内での関与は可能
- ・重層的支援体制整備事業は市町村の任意事業であり、県内でも導入・未導入が混在→未導入市町村の受け皿整理が必要

3. 役割分担の基本的考え方（現行制度の枠内）

主 体	役割（機能分担）	根拠等
市町村 重層的支援体制	一次・入口機能（属性を問わない断らない相談）	社会福祉法 106 条の 4（市町村任意事業）
県 発達障害者 支援センター	専門的後方支援（二次機能）。身近な場所での支援に配慮	発達障害者支援法 14 条・14 条 3 項
発達障害者支援 地域協議会	連携ルール・整備方針の協議・合意形成の場	発達障害者支援法 19 条の 2
地域包括 支援センター	高齢化した発達障害者への対応（認知症鑑別・介護調整・後見等）	介護保険法（現行制度の範囲で関与）

→ 県は市町村の「上部機関」ではなく、専門的後方支援と協議・連携の場を提供する立場。関係は上下ではなく機能分担・水平的連携。

4. 奈良県が整備すべき具体的施策

- ・県内統一の「総合相談ルート」の明確化（若年・成人期→重層／高齢期→包括支援／専門→支援センター／医療→精神科）、重層未導入市町村は既存相談体制を一次窓口として補完
- ・重層的支援体制の発達障害者対応力強化（基礎研修、連携協定、支援会議ルール整備、アウトリーチ、8050 早期把握の仕組み）
- ・地域包括支援センターとの連携プロトコル策定（高齢化した発達障害者の支援ルート、認知症鑑別、成年後見の共同支援、介護サービス調整）
- ・奈良県版「インクルーシブ地域づくり」（合理的配慮の啓発、商工会議所等との協働、市町村地域福祉計画への居場所づくりの位置づけ）

5. 地域協議会への提案事項

- ・①協議会を「連携ルール・整備方針の協議の場」として明確に位置づける
- ・②市町村へ重層的支援体制の発達障害者対応力強化を、県の後方支援とともに要請する
- ・③奈良県版「8050 問題支援モデル」（重層・地域包括・医療・家族会の連携）を構築する
- ・④発達障害者支援センターの専門的後方支援機能（助言・研修・困難ケース受入）を拡充する

6. 結論

重層的支援体制を一次・入口、県センターを専門的後方支援、地域包括支援センターを高齢期対応とし、地域協議会での協議・連携で結び合わせることで、現行制度の枠内でもライフステージ全体を支える体制構築が可能。県の役割は「後方支援機関」であり、この機能分担と水平的連携により支援の谷間・8050問題・親亡き後問題を予防する包括的支援モデルを実現する。